

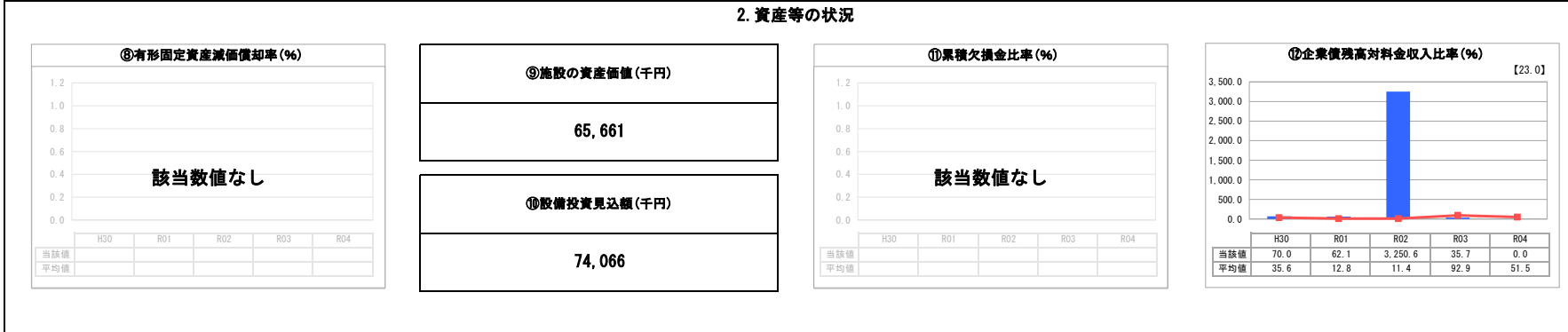
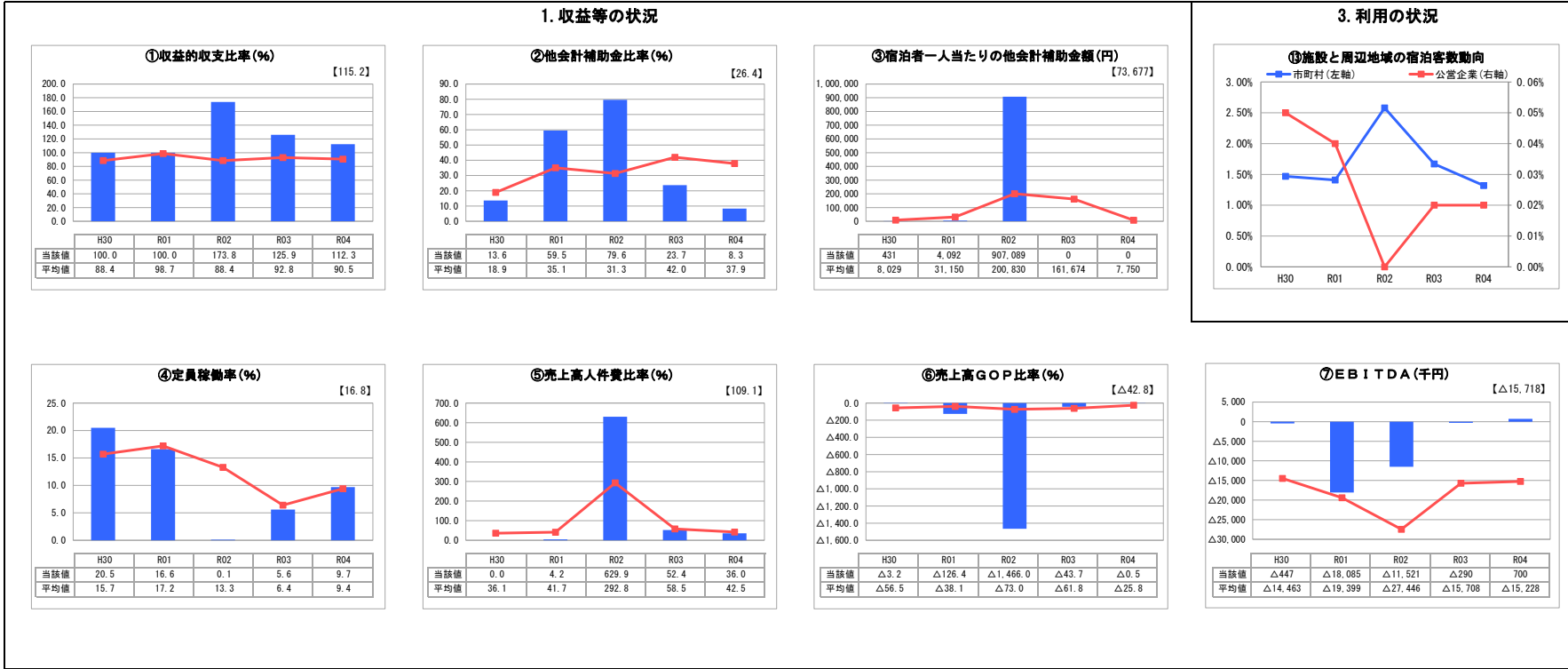
経営比較分析表（令和4年度決算）

兵庫県香美町 ファミリーイン今子浦

業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	観光施設事業	休養宿泊施設	A1B1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	建物延面積(m ²)	宿泊定員数(人)	
該当数値なし	該当数値なし	2,149	86	

客単価(円)	指定管理者制度の導入	インターネットによる予約割合(%)
3,719	利用料金制	47.1
パリアフリー法の基準適合性	トイレ洋式化率(%)	Wi-Fi設置
無	53.8	有

グラフ凡例	
■	当該施設値（当該値）
—	類似施設平均値（平均値）
【	令和4年度全国平均



分析欄

1. 収益等の状況について
 令和4年度は、指定管理者に経営を移行し3年目の事業年度である。前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、国の旅行支援など宿泊施設利用喚起策などにより前年度に比べ利用者は増加したが、コロナ禍前の令和元年度との比較では6割弱と依然低調な状況となっている。経営収支比率は令和5年3月31日で未払い金を差し、打ち切り決算をおこなったことにより118.6%となった。また、他会計補助金比率は、指定管理者からの納付金収入が増加したことにより他会計補助金比率が下がり72.5%となった。

2. 資産等の状況について
 昭和63年の施設建設から約35年が経過して老朽化や陳腐化が顕著である。現在は町と指定管理者において改修の費用負担区分を明確にし、全ての改修は指定管理者が実施したうえで町が負担すべき費用について指定管理料をもって町が負担する仕組みを取り入れている。この上限額は指定管理期間である5年間に於いて上限50,000千円としている。こうした仕組みにより機動的な改修や改修費の増大抑制が可能となったが、上限額を超えるような大規模改修が発生した場合は対応が難しい状況である。効果的な改修や資産の適正管理を行ううえで、指定管理者とともに真に必要な投資を見極める必要がある。

3. 利用の状況について
 過去5年間の本町における宿泊需要は一定程度あるものの、コロナ禍以降は「1.収益等の状況」で記載のとおり特異な状況が続いているため、比較が難しくなることが懸念である。今後、全国的に旅行業界等がコロナ禍から回復する状況を注視しつつ、観光需要に即した対策を講じるとともに、本事業の目的に縛られず、多用途な利用、例えばワーキングスペースとしての空き室レンタル等による開放も検討する必要がある。

全体総括
 全国的に続くコロナ禍の影響により観光業界や観光需要の冷え込みは顕著である。本事業においてもその影響をまともに受け、経営的には不安定な事業展開となっている。町外利用者の宿泊だけでなく、広く地域活性化施設としての利用も重要であるとの認識から、令和2年度12月から指定管理制度を採用し、再度民間の事業者運営に任せているが、依然として厳しい状況にある。そのため広く理解を求める努力を継続するとともに、指定管理者と協同して効率的かつ安定的な事業展開を図る必要がある。